

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		傷病手当金支給の可否
根拠条例・規則名		さいたま市国民健康保険条例
条 項		条例附則第 8 項～第 13 項
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 国保年金課 (電話：048-829-1275)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれの基準も満たすこと。 (1)「さいたま市国民健康保険条例」附則第 8 項～第 13 項の規定に照らし、支給対象と判断されること。 (2) 令和 2 年 5 月 19 日付、厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する Q & A の改訂について (その 2)」の別紙 Q & A に照らし、支給対象と判断されること。
	設定等年月日	令和 2 年 1 月 1 日設定 令和 4 年 2 月 7 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30 日
	設定等年月日	令和 2 年 1 月 1 日設定 令和 4 年 2 月 7 日最終改正
備 考		